

# ミャンマー商標法及び意匠法の概要

## ～地理的表示、商号、知的財産裁判所、 税関取締を含む新たな知的財産保護法制～



上田 真誠<sup>1</sup>  
高岡 裕美<sup>2</sup>

### 1 はじめに

2019年1月30日、かつてビルマと呼ばれた現ミャンマー連邦共和国において待ち望まれていた商標法及び意匠法が成立した。独立して以来、知的財産の登録及び権利に関しては1914年著作権法しか制定法の存在しなかった同国の知的財産法制にとって大きな前進の日となった。本稿を執筆している間に特許法も成立し、残る新著作権法の成立も間もなくであると思われる。本稿では成立したばかりの商標法及び意匠法の概要を、法案成立までの経緯及び現地からの最新の検討状況とともに紹介する。最新の検討状況の項を高岡裕美専門家に執筆いただき、残りを上田が担当した。本稿で述べている見解は執筆者による見解であり、所属組織を代表するものではないことをお断りさせていただく。

### 2 経緯

#### (1) ミャンマーにおける英国流法制の導入

我が国が近代化の過程をたどっている頃、ミャンマーの前身であるビルマ王朝（以降、ミャンマーの前身となった国家を「ミャンマー」と称することがある）も激動の時代であった。インドを植民地化した英国との戦争を繰り返し、第三次英緬戦争に敗北した結果、1886年にはミャンマーは英領インドの一州として組み込まれることになった。英国政府は英国流コモンローの原則に基づいてインドで制定法を導入していたが、これをミャンマーにも適用することとなり、ミャンマーにおいて英国流の法制度が浸透していくきっかけとなった。

1937年にはインドから分離され、英領ビルマとなり、さらに第二次世界大戦後の1948年にはビルマ連邦を設立して独立を果たす。しかしながらその後独裁的軍事政権の誕生や、国際社会による経済制裁により長らく停滞の時代を過ごすことになる。

---

1 特許庁審判部審判官（第9部門）；前JICA専門家・ミャンマー教育省知的財産行政アドバイザー  
2 JICA専門家・ミャンマー教育省知的財産行政アドバイザー